財産処分の制限に関する確認書

　□　私

　□　当社

　は、令和２年山形県なりわい再建支援補助金の交付申請にあたり、財産処分の制限について、令和２年山形県なりわい再建支援補助金交付要綱第20条を確認しました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　名称（氏名）

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

抜粋：令和２年山形県なりわい再建支援補助金交付要綱第20条

（財産の処分制限）

第20条　取得財産等のうち、規則第22条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

２　規則第22条に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第８号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

３　知事は、規則第22条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。